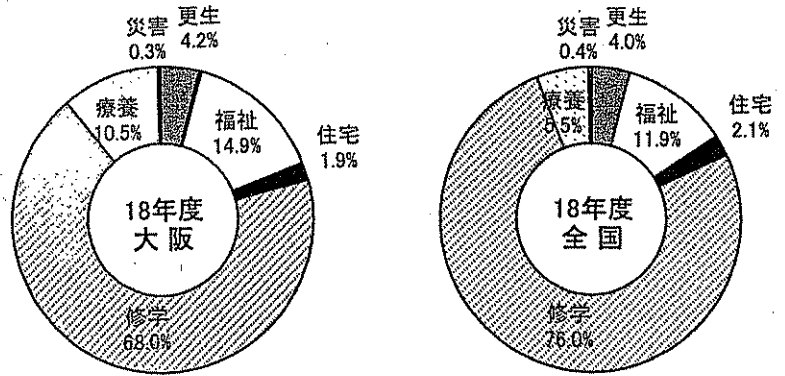


2008(H20)07/18 大阪府社協福祉資金部  
多重債務者対策本部有識者会議資料

福祉貸付制度の現状と課題



1. 生活福祉資金貸付事業

(1) 生活福祉資金の運営

① 貸付状況

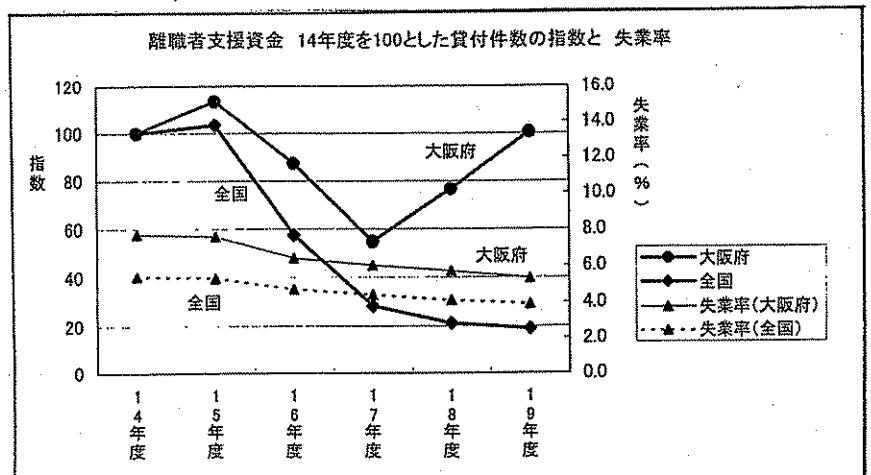
19年度(大阪)

項目 資金種類	申 込		貸 付		決定率 (%)		18年度	18年度
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金額	大阪 件数	全国 件数
更生資金	48	56,992,000	43	43,492,000	89.6	76.3	48	355
障害者更生資金	6	18,360,000	6	18,360,000	100.0	100.0		
福祉資金	173	120,272,000	172	119,832,000	99.4	99.6	164	1,044
住宅資金	18	35,613,000	17	30,783,000	94.4	86.4	21	185
修学資金	885	464,419,000	881	463,271,000	99.5	99.8	749	6,664
療養・介護資金	113	101,607,000	113	98,122,000	100.0	96.6	116	484
災害援護資金	4	5,953,000	4	5,953,000	100.0	100.0	3	36
本年度計	1247	803,216,000	1236	779,813,000	99.1	97.1	1101	8,768

項目 資金種類	申 込		貸 付		決定率 (%)		18年度	18年度
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金額	大阪 件数	全国 件数
離職者支援資金	520	931,290,000	486	870,190,000	93.5	93.4	371	969
小口生活資金	401	33,320,000	379	31,740,000	94.5	95.3	383	—
長期生活支援資金	45	—	19	400,066,000	—	—	20	122
要保護長期資金	29	—	13	58,755,000	—	—	—	—

② 取扱い件数

- 生活福祉資金 10,985件
- 離職者支援資金 2,519件
- 小口生活資金 1,901件
- 長期生活支援資金 88件
- 要保護長期生活支援資金 13件



## (2)貸付の現状 →相談・資金需要増

### ①19年度貸付相談状況(市町村社協分)

- 生活福祉資金 相談件数 12,515件(貸付1,236件)9.9%
- 離職者支援資金 相談件数 4,449件(貸付 486件)10.9%
- 小口生活資金 相談件数 3,511件(貸付 379件)10.8%

### ② 貸付件数全体から見て「修学資金」の占める割合が、年々上昇している。

修学資金の占有率 17年度779/1185(65.7%) ⇨ 18年度749/1101(68.0%) ⇨ 19年度881/1236 (71.3%)

### ③「修学資金」の母子世帯の貸付比率上昇

母子世帯の占有率 16年度299/617(48.5%) ⇨ 18年度410/749(54.7%) ⇨ 19年度493/881 (56.0%)

### ④長期生活支援資金

相談に寄せられる高齢世帯の生活実態は外見の家屋とは裏腹に、主たる収入源は年金のみ(無年金者もあり)で、生活保護基準以下で不安を抱えながら生活している厳しい生活実態が浮き彫り。

## (3)債権管理の現状

### ①自己破産ケースの急増

昭和53年～平成9年の20年間で300件

⇨ 平成10年～19年の10年間で1079件

### ②生活弱者の貸付制度を悪用するケースへの対策強化

○不正防止対策の実施

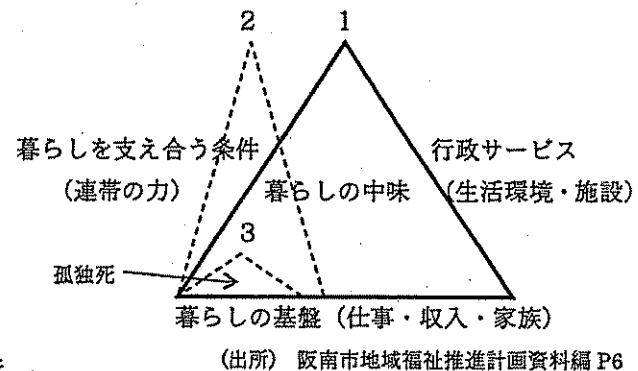
○詐欺既遂・未遂で法的措置(16年度から10件)

○貸付斡旋(離職者支援資金)の手口

- ・ スポーツ新聞のローンガイド掲載の消費者金融に電話
- ・ その場でブラックリストに載っているため断られる
- ・ 翌日、携帯に斡旋業者から離職者支援資金を勧められる
- ・ ○円は借受人、○円は保証人の礼金、○円は業者(償還金として預かる)
- ・ 業者が必要書類を用意。保証人も全く面識のない人物。銀行口座を開設し通帳・カードを預けるよう指示。

○新たな手口

- ・ 貸付決定通知書等を偽造  
(貸付中を装って第三者から詐欺)



#### (4)貸付斡旋詐欺事件の背後にある多重債務者問題

- 離職者支援資金貸付斡旋を持ちかけられたケースの事情聴取の中で、貸付金を初めから騙し取ろうと計画したのではなく、多重債務者や自己破産者など消費者金融などから借入れができない人をターゲットに「保証人を確保してやる」「離職証明書」「源泉徴収票」等関係書類をすべて用意してやるとの名目で不正な手数料をとる業者の実態が明らかになってきている。
- 不正貸付とわかっていても何故、足を踏み込んでしまうのか。本人が懸命に努力しても、他に手段がなく(相談機関も諸制度も知らない)「藁にもすがる想いで」悪徳業者の想いのまま不正をはたらいってしまう多重債務者の心理。
- リストラ、倒産、病気等予期せぬ事態で、多重債務の深みに引きずり込まれていく社会の中で、多重債務者の多重債務者の怠慢というレッテルを貼って対応・放置してしまうのではなく、行政の公的扶助肩代わりを消費者金融ではなく、公的扶助の活用、制度を必要とする人への公的社会資源や生活福祉資金・母子福祉資金の広報、消費者金融CMの自粛、悪徳違法業者の徹底した取締が一体となり、多重債務者対策の取り組みが求められている。

#### (5)課題 →社協が主体的に事業に取り組む環境整備が先決

- 「多重債務問題改善プログラム」において、既存の消費者向けセーフティネット貸付で、「生活福祉資金貸付については、地域の関係機関とも連携して、制度の周知を行なうとともに、関係機関が対象者を確実に誘導し、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止につながるニーズを確実に満たすよう、積極的に活用を促す」と明記され、「貸付の対応の前提として、丁寧な事情の聴取と具体的な解決方法の検討が十分に行なえるように、相談窓口との連携の促進が必要である」と強調されている。
- しかし、相談窓口となる市町村社協の国基準事務費補助額が年間 80,700 円(地方交付税に積算)にすぎず、大阪府の補助をも含めても年間平均 1 地区 102,791 円の実態です。
- 本資金をめぐるのは、債権管理の困難さ等社協職員の資金ばなれ(拘わりたくない、制度を知らせない=結果的に貸し渋り)同様に民生委員の負担感、不正借入対策、他制度(特に母子貸付)との調整、恒常的に少ない事務費等事業運営上の課題が山積みしている。このような状況が放置される中で、制度の位置づけだけが先行している面がある。
- 多重債務対策としての広報活動・相談機能強化や悪質な相談者の対応など窓口機能の強化が求められている中で、事務費・人件費の確保など、事業運営体制の整備は必要不可欠であり、抜本的な改善方策の検討は避けて通れない課題である。都道府県・市町村社協が主体的に事業に取り組む環境整備が先決である。

**事例** 多重債務に陥った高齢単身世帯に、長期生活支援資金の相談活動を通して専門機関と連携し、生活支援をおこなった事例

- 年齢・性別 71歳・女性
- 生計費 月45,000円(国民年金)
- 家族構成 単身 夫は平成16年2月死亡(印刷業自営)・子供3人
- 相談経路 平成15年春頃、夫の医療費が工面できないため市の福祉事務所を来訪し相談。福祉事務所から市社協を紹介され、本制度を知り申請。

○相談時の状況 夫はS63年に事業廃止し、H元年から体調を崩し、H16死亡。この間わずかな年金生活のため、生活費をサラ金で工面。多額の負債をかかえた状況で相談。

- ① 生活苦から固定資産税10年間滞納 すでに土地差し押さえ登記済み(15/4月)  
・滞納額1,051,700円 延滞税784,300円
- ② 夫生存中失職でサラ金等11社から多額の借金 未返済額2,513,800円
- ③ 夫事業資金 未返済額1,330,937円 損害金約7,300,000円
- ④ 不動産の状況
  - ・土地 本人名義
  - ・建物 敷地内に2物件あり 1物件が本人1/2 亡夫1/2共有名義
- ⑤ 亡き夫の相続状況 実子3人 相続放棄

○本資金申請時にクリアしなければならない課題

- ① 建物の所有権をすべて本人名義に切り替え
- ② 固定資産税滞納に伴う差し押さえ解除
- ③ サラ金等債務の整理

○本会の対応、支援内容(関係機関とのネットワーク)

- ① 亡夫の兄弟に本人が相続放棄を要請。親族の1名が相続放棄拒否を表明、暗礁に乗り上げたため、本会の顧問弁護士を紹介。弁護士の交渉により相続放棄したため、建物の所有権すべてを取得。
- ② 本会の相談員が市の税務担当と交渉し、滞納分(1,051,700円)を納付したら延滞税(784,300円)の免除と差し押さえ解除を確認。
- ③ サラ金等の債務整理は本人がサラ金法律相談時の担当弁護士に依頼。本会の相談員と弁護士が役割分担。事業資金の債務整理は本会の相談員が担当(月1万円の分割返済で確認)、他の負債を弁護士が担当し11社の内、2社のサラ金大手は債権放棄、他は月4万円の分割返済で確認)

○審査結果

- ・土地の評価額 22,500,000円
- ・貸付限度額 15,750,000円
- ・月当たりの貸付額 10万円×5年 6万円×11年 (サラ金返済が5年で終了)